

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和3年5月10日（月）午後3時00分～午後3時50分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 (13名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	安井 進
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	鷺山 久雄	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第5号 その他

1) 畑作転換申請承認について

2) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号規定による転用届出の件

報告第2号 公共転用の通知の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東浦章仁

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から5月の定例委員会を開催致します。本日は、委員13名出席で、定数は満たされておりますので、総会が成立することを報告致します。また、推進委員さんも全員出席いただいています。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に7番、上田委員さんと9番、藤岡副会長のお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の東浦局長を指名しますので、よろしくお願い致します。

議 長

それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。

事務局

まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため、使用貸借権の設定や売買による所有権移転の異動でございます。

番号1番2番3番におきましては、同一譲受人で檀原市、□□□□ですので、併せて説明いたします。

番号1番 申請地、大字西坊城 □□□番1 (田) □□□□㎡、

譲渡人、大字西坊城、□□□□、

番号2番、申請地、大字西坊城 □□番5 (田) □□□㎡、

譲渡人、大字西坊城、□□□□□、

番号3番、申請地 大字西坊城 □□番5 (田) □□□㎡

大字西坊城 □□番1 (田) □□□□㎡、合計1598㎡

譲渡人、大字西坊城、□□□□、

いずれも売買による所有権の移動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。

譲受人の耕作地面積は、104,306㎡と下限面積は満たしております。

場所は、調査順序表第5番6番7番目、県営坊城団地より□へ約□□□mのところ
であります。

番号4番 申請地、大字藤森 □□番1 (田) □□□㎡、

大字藤森 □□番2 (田) □□□㎡、合計面積1086㎡、

譲受人、大字藤森、□□□□、譲渡人、大字藤森、□□□□□、

売買による所有権の移動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。

譲受人の耕作地面積は、9504㎡と下限面積は満たしております。

場所は、調査順序表第3番目、救護施設青垣園の□隣りのところ
であります。

番号5番 申請地、大字吉井 □□□番7 (田) □□□㎡、

譲受人、大字吉井、□□□□、譲渡人、八尾市、□□□□、

売買による所有権の移動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。

譲受人の耕作地面積は、4051㎡と下限面積は満たしております。

場所は、調査順序表第8番目、天満保育所より□へ約□□□mのところ
であります。

番号6番 申請地、大字神楽 □□□番6 (田) □□□㎡、

大字神楽 □□□番1 (田) □□□□㎡、合計面積1707㎡、

借受人、大字神楽、□□□□、譲渡人、大字神楽、□□□□、

使用貸借権の設定で、申請理由は、新規就農のためでございます。

譲受人の耕作地面積は、所有地と併せまして、2548㎡と下限面積は満たして
おります。場所は、調査順序表第1番目、国道165号線神楽交差点より□へ約□□
□mのところ
あります。

以上、議第1号につきましては6件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致
しております。続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の
農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地

を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、譲受人、又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事者の人数や日数から見て、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況、又は管理状況から、今回取得する農地も含めて今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。

次に、権利の取得後に耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件については、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からも、譲受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請者又は世帯員等の耕作の内容及び耕作規模からしても、農業上の総合的利用には、いずれも従来のおり支障がないものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと判断致します。

ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局から説明がありました。6番につきましては新規就農でありますので、先ほど農地部会で、営農計画について聞き取りして頂きましたので、農地部会長より説明をお願い致します。

部会長 　それでは農地部会での聞き取りの内容につきまして、報告いたします。

まず、新規就農者の□□□□さんですが、大字神楽在住の方です。

新規就農の動機としては、本人は現在□□□□□□にお勤めで、以前からお兄さんと一緒に農業はされていましたが、退職後を見据えて地域の担い手を目指したいとお気持ちがお有りとのこと。そのため、独立した形で農業をされる予定とのこと。農機具につきましては、トラクターは所有されていますが、その他の農機具は、親戚や知人からお借りする計画とのことでした。また作物につきましては、水稻や季節の野菜を栽培し、当面は自家用や近所・知人の方にお分けするとのことでした。

また地元との協議につきましては、大字神楽の支部に入り協力してやっていかれるとのこと。地元の農家支部や水利組合とも協力して頂くようお願いいたしました。

以上、調査の内容を報告いたします。

議長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議長 　質問がないようですので採決致します。

それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。(全員挙手)

議長 　(全員挙手) ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地を売買により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字藤森□□番1(田)□□□m²、譲受人、檀原市、□□□□、譲渡人、大字藤森、□□□□、

申請地は、売買による所有権移転により、露天資材置場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第2番目、救護施設青垣園より□に約□□□mのところであり

ます。

番号2番、申請地、大字今里川合方□□番1(田)□□□□㎡、
大字今里川合方□□番(田)□□㎡、大字今里川合方□□番1(田)□□□□㎡、
合計面積3869㎡、譲受人、大字今里川合方、□□□□□□□□、譲渡人、今里
町、□□□□、申請地は、売買による所有権移転により、露天駐車場への転用申請
でございます。

場所は、調査順序表第4番目、大和高田市クリーンセンターより□に約□□□mの
ところであります。以上、議第2号につきましては2件の申請で、申請に伴う書類等
は具備致しております。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づ
き審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願
います。

部会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

番号1 □□□□さんの申請です。現況は、休耕されています。周囲の状況は、北側
と南側は農地、東側は水路、西側は道路です。周囲に擁壁をもうけ地上げし、
土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方や藤森水利組合からも同意を得
ています。雨水は自然浸透で東側と西側の既設水路に排水されます。

周囲への被害はないものと思われま。

番号2 □□□□□□□□さんの申請です。現況は、休耕されています。

周囲の状況は、北側は宅地、東側は水路、西側は道路、南側は農地です。

周囲に擁壁をもうけ地上げし、土砂の流出がないように造成されます。

隣接農地の方や今里水利組合からも同意を得ています。

雨水は自然浸透で東側の既設水路に排水されます。

周囲への被害はないものと思われま。

いずれも妥当な申請であろうとの審議結果でした。以上報告させていただきます。

議長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて事務局から、農地法に
基づく農地転用許可基準による検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは説明させていただきます。番号1農地区分につきましては、街を形成している
区域の宅地の占める割合が40パーセントを超えており、第3種農地と判断致します。
資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の
通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致
します。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに
着工し、約2ヶ月で完成予定をされているようで確実と考えます。また、計画面積に
つきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

番号2の農地区分につきましては、近鉄浮孔駅から1km内に位置し、第2種農地
に該当いたします。

資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関
の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断
致します。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許
可後すぐに着工し、約3ヶ月で完成予定をされているようで確実と考えます。また、

計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議長 　ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。

議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。
(全員挙手)

議長 　(全員賛成) ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。

続いて議第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。

本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字西坊城 □番1 (田) □□□□㎡、

借受人、大字西坊城、□□□□相続人代表 □□□□、貸出人、大字西坊城、

□□□□、 解約理由は、規模縮小のためでございます。

以上、議案第3号につきましては、1件の通知でございます。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議長 　他に質問がないようですので、議第3号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。

それでは続いて議第4号を議題と致します。それでは事務局より説明願います。

事務局 　議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。

農業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字田井、□□□□、

利用権を設定する者、大字田井、□□□□

利用権を設定する農地、大字田井□□□番 (田) □□□□㎡、

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は、

市公告日翌日から令和6年4月30日までの約3年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字大谷、□□□□、

利用権を設定する者、大字大谷、□□□□、

利用権を設定する農地、大字大谷□□□番1 (田) □□□□㎡、

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は

令和3年6月1日から令和6年5月31日までの3年間でございます。

整理番号3番、利用権の設定を受ける者、大字大谷、□□□□、

利用権を設定する者、大字大谷、□□□□、

利用権を設定する農地、大字大谷□□□番（田）□□□□㎡、
利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は
令和3年6月1日から令和6年5月31日までの3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。

この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しまして、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、2番3番につきましては、新規就農者でありますので、先ほど農地部会で、営農計画について聞き取りして頂きましたので、農地部会長より説明をお願い致します。

部会長 　それでは農地部会での聞き取りの内容につきまして、報告いたします。
まず、新規就農者の□□□□さんですが、大字大谷在住の方です。
新規就農の動機としては、本人は10年くらい前までは農地を所有し、農業をされて
いました。今回、近隣で使用できる農地があったため、農業を再開されるとのこと
です。農機具につきましては、知人からお借りする計画とのことでした。
また、作物につきましては、季節の野菜を栽培し、自家用や近所・知人の方にお分け
するとのことでした。出荷することについては未定とのことでした。
地元との協議につきましては、大字大谷の支部に入り協力してやっていかれる予定
であるとのことです。以上、調査の内容を報告いたします。

議 長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第4号につ
きまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声有り）

議 長 　ご質問などがございませんので、採決致します。

それでは、議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利
用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　（全員賛成）ですので、議第4号につきましては、農業振興課に対し原案のとおり
承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に議第5号を議題と致します。それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局 　議第5号その他の1番畑作転換申請承認について説明致します。
番号1番、申請地、大字奥田□□□番1（田）□□□㎡、申請人、大字奥田、□□
□、場所は、調査順序表第9番目、県営住宅奥田団地より□に約□□□mの所
あります。以上、畑作転換申請の承認につきましては、1件の申請で、書類等は具
備されております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　事務局より説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき、審議頂い
ておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

農地部会長 それでは報告させていただきます。番号1 □□□さんからの申請です。現況は、休耕されています。約30cm程度、盛り土する計画です。作付け計画は、季節の野菜を栽培され自己消費されるとのこと。周囲に影響はないものと思われ。妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、報告いたします。

議長 それでは、農地部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。
(なしの声あり)

議長 ご意見ご質問ないようですので採決致します。
それでは、議第5号、その他の1番、畑作転換申請を承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。(全員挙手)

議長 (全員賛成)ですので、議第5号その他の1番畑作転換申請については事務局処理に決定致します。

議長 次に議第5号その他の2番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第5号その他の2番、専決処分報告について報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件について説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、令和3年3月26日から令和3年4月26日までの届出分でございます。

番号1番におきましては、同一譲受人で東雲町、□□□□□□さんですので、併せて説明いたします。

転用届出地、東雲町□□□番(田)□□□㎡、譲渡人、土庫1丁目、□□□□□、東雲町□□□番(田)□□□㎡、譲渡人、土庫2丁目、□□□□外3名、東雲町□□□番(田)□□□㎡、譲渡人、□□□□□、
転用目的は、露天資材置場で売買による所有権移転でございます。令和3年3月31日に確認委員の本郷委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

番号2番、転用届出地、中今里町□□□番1(畑)□□□□㎡

譲受人、大字吉井、□□□□□□□□、譲渡人、今里町、□□□□□
転用目的は、露天資材置場で売買による所有権移転でございます。令和3年4月26日に確認委員の鬼頭委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、第5条関係2件の専決処分の事後報告でございます。

議長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。
(なしの声あり)

議長 ご意見ご質問ないようですので、報告第1号を終わります。
確認委員の本郷委員さん、鬼頭委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございます。

議長 次に議第5号、その他の2番、報告第2号を議題と致します。
それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局 議第5号その他2番、専決処分の報告について報告第2号、公共転用の通知の件について説明致します。

農地法施行規則第53条第5号において、地方公共団体が当該市町村の区域内にある農地を、道路、河川、水路、その他施設等（施行規則25条第1号から第3号までにかかげる施設）の用に供するためのものは許可不要でございますが、農業委員会に通知としてお知らせ頂いているものでございます。

番号1番、転用届出地、大字池田□□番12（畑）□.□□㎡、譲渡人、大字池田、□□□□□、転用目的は、大和高田市が道路に転用するためでございます。

以上、公共転用の通知につきましては1件の通知でございます。

議長 報告第2号、公共転用の通知の件については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。

議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。

議長 ないようですので、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。

それではこれで5月の定例委員会を終らせて頂きます。

委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議長 弓場 一郎

署名委員 藤岡 秀信

署名委員 上田 美加子